

「食品表示基準及び新たな機能性表示制度に係る説明会」（消費者庁）資料 2

食品表示基準（案）の概要

平成 27 年 3 月
消費者庁

食品表示基準の策定方針 ー 現行 58 本の基準を 1 本に統合 ー

●消費者の求める情報提供と事業者の実行可能性とのバランスを図り、双方に分かりやすい表示基準を策定する

- 原則として、表示義務の対象範囲（食品、事業者等）については変更しない
 - 例外として、食品衛生法と J A S 法の基準の統合に当たり、加工食品と生鮮食品の区分などを変更
 - 基準は、食品及び事業者の分類に従って整理し、分かりやすい項目立てとする
 - 食品について、「加工食品」、「生鮮食品」、「添加物」に区分
 - 食品関連事業者等について、「食品関連事業者に係る基準」、「食品関連事業者以外の販売者に係る基準」に区分
 - 2 の区分ごとに、食品の性質等に照らし、できる限り共通ルールにまとめる
 - 現行の栄養表示基準を、実行可能性の観点から義務化にふさわしい内容に見直す
 - 対象成分、対象食品、対象事業者等について規定
 - 安全性に関する事項に係るルールを、より分かりやすいように見直す
 - 例えば、アレルギー表示のうち、特定加工食品^(※)に係る表示（例えば、原材料として「マヨネーズ」と表示した場合に、「卵」を含む旨の表示を省略できるとするもの）の見直し
- ※ 一般的にアレルギーを含むことが知られているため、それを表記しなくても、アレルギーを含むことが理解できると考えられてきたもの（例：マヨネーズ（卵）、パン（小麦））

現行制度からの主な変更点

1 加工食品と生鮮食品の区分の統一

J A S 法と食品衛生法において異なる食品の区分について、J A S 法の考え方に基
づく区分に統一・整理

【新たに加工食品に区分されるもの】

現行の食品衛生法では表示対象とはされていない、軽度の[※]撒塩、生干し、湯通し、調味料等により、簡単な加工等を施したもの（例：ドライマンゴー）についても、「加工食品」として整理。その結果、新たに、アレルギー、製造所等の所在地等の表示義務が課される。

2 製造所固有記号の使用に係るルールの改善

- 原則として、同一製品を 2 以上の工場で製造する場合に限り利用可能
- 製造所固有記号を使用する場合には、次のいずれかの事項を表示
 - 製造所所在地等の情報提供を求められたときに回答する者の連絡先
 - 製造所所在地等を表示した Web サイトのアドレス等
 - 当該製品の製造を行っている全ての製造所所在地等
- ただし、ルールの改善の対象については、業務用食品を除くこととする。

(例)

名称	パン
原材料名	小麦粉、糖類、卵、ショートニング、脱脂粉乳、イースト、食塩、（原材料の一部に大豆を含む）
内容量	6 枚
賞味期限	平成 2 6 年 7 月 3 1 日
保存方法	直射日光、高温多湿を避けて保存してください
販売者	〇〇食品（株） KS 東京都千代田区 永田町 2-11-1

製造所固有記号



3 アレルギー表示に係るルールの改善

- (1) 特定加工食品^(注1)及びその拡大表記を廃止することにより、より広範囲の原材料についてアレルギーを含む旨の表示を義務付け
- (2) アレルギー患者の商品選択の幅を広げるため、個別表示を原則とし、例外的に一括表示を可能とする。
- (3) 一括表示する場合、一括表示欄を見ることでその食品に含まれる全てのアレルギーを把握できるよう、一括表示欄に全て表示(現行は、例えば、「卵」や「小麦」が原材料として表示されている場合や、「たまご」や「コムギ」が代替表記^(注2)で表示されている場合は、改めて一括表示欄に表示しなくともよいが、今後は、「卵」、「小麦」も一括表示欄に改めて表示が必要) 等

4 栄養成分表示の義務化

食品関連事業者^(注3)に対し、原則として、全ての消費者向けの加工食品及び添加物への栄養成分表示を義務付け

【義務】エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム(「食塩相当量」で表示^(注4))

【任意(推奨)】飽和脂肪酸、食物繊維

【任意(その他)】糖類、糖質、コレステロール、ビタミン・ミネラル類

^(注1) 特定加工食品

表記に特定原材料名又は代替表記を含まないが、一般的に特定原材料等を含むことが予測できると考えられてきた表記

(例：マヨネーズ → 「卵を含む」を省略可、パン → 「小麦を含む」を省略可)

^(注2) 代替表記

表記方法や言葉が違うが、アレルギーを含む食品と同一であるということが理解できる表記(例：たまご → 「卵を含む」を省略可、コムギ → 「小麦を含む」を省略可)

^(注3) ①消費税法第9条に規定する小規模事業者(課税期間に係る基準期間における課税売上高が1000万円以下の事業者(当分の間は、課税売上高が1000万円以下の事業者又は中小企業基本法第二条第五項に規定する小規模企業者(おおむね常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5人)以下の事業者))、②業務用食品を販売する事業者及び③食品関連事業者以外の販売者は、栄養成分の量を表示しなくともよい。

^(注4) ナトリウム塩を添加していない食品に限って、任意でナトリウムの量を表示することができる。この場合において、ナトリウムの量の次に、括弧等を付して食塩相当量を表示することが必要。

5 栄養強調表示に係るルールの改善

- (1) 相対表示(コーデックスの考え方を導入)
 - ・ 低減された旨の表示をする場合(熱量、脂質、飽和脂肪酸、コレステロール、糖類及びナトリウム)及び強化された旨の表示をする場合(たんぱく質及び食物繊維)には、基準値以上の絶対差に加え、新たに、25%以上の相対差^(注5)が必要(栄養強調表示をするための要件の変更)
 - ・ 強化された旨の表示をする場合(ミネラル類(ナトリウムを除く。)、ビタミン類)には、「含む旨」の基準値以上の絶対差に代えて、栄養素等表示基準値の10%以上の絶対差(固体と液体の区別なし)が必要(絶対差の計算方法の変更)
- (2) 無添加強調表示(コーデックスの考え方を導入。新規)
 - 食品への糖類無添加に関する強調表示及び食品へのナトリウム塩無添加に関する強調表示(食塩無添加表示を含む)は、それぞれ、一定の条件が満たされた場合にのみ行うことができる。

6 栄養機能食品に係るルールの変更

- (1) 対象成分の追加
 - 栄養成分の機能が表示できるものとして、新たに「n-3系脂肪酸」、「ビタミンK」及び「カリウム^(注6)」を追加
- (2) 対象食品の範囲の変更
 - 鶏卵以外の生鮮食品についても、栄養機能食品の基準の適用対象とする。
- (3) 表示事項の追加・変更
 - ・ 栄養素等表示基準値の対象年齢(18歳以上)及び基準熱量(2,200kcal)に関する文言を表示
 - ・ 特定の対象者(疾病に罹患している者、妊産婦等)に対し、定型文以外の注意を必要とするものにあつては、当該注意事項を表示
 - ・ 栄養成分の量及び熱量を表示する際の食品単位は、1日当たりの摂取目安量とする。
 - ・ 生鮮食品に栄養成分の機能を表示する場合、保存の方法を表示

^(注5) ナトリウムについては、食品の保存性及び品質を保つ観点から、25%以上その量を低減することが困難な食品については、相対差についての特例を認める。

^(注6) カリウムについては、過剰摂取のリスク(腎機能低下者において最悪の場合、心停止)を回避するため、錠剤、カプセル剤等の食品は対象外とする。

7 原材料名表示等に係るルールの変更

- (1) パン類、食用植物油脂、ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料、風味調味料について、他の加工食品同様、原材料又は添加物を区分し、それぞれに占める重量の割合の高いものから順に表示
- (2) 複合原材料表示について、それを構成する原材料を分割して表示した方が分かりやすい場合には、構成する原材料を分割して表示可能とする。
- (3) プレスハム、混合プレスハムに関し、原材料名中のでん粉の表示に「でん粉含有率」を併記していた点について、「ソーセージ」、「混合ソーセージ」同様、「でん粉含有率」の表示事項の項目を立てて表示 等

8 販売の用に供する添加物の表示に係るルールの改善

- (1) 一般消費者向けの添加物には、新たに、「内容量」、「表示責任者の氏名又は名称及び住所」を表示
- (2) 業務用の添加物には、新たに、「表示責任者の氏名又は名称及び住所」を表示

9 通知等に規定されている表示ルールの一部を基準に規定

- (1) 安全性の確保の観点から、指導ではなく、表示義務を課すべき表示ルール（フグ食中毒対策の表示及びボツリヌス食中毒対策の表示）
- (2) 分かりやすい食品表示基準を策定するという観点から、食品表示基準と通知等にまたがって表示ルールが規定されるのではなく、基準にまとめて規定すべき表示ルール（例えば、栄養素等表示基準値、栄養機能食品である旨及び当該栄養成分の名称の表示の方法等）

10 表示レイアウトの改善

- (1) 表示可能面積がおおむね30cm²以下の場合、安全性に関する表示事項（「名称」、「保存方法」、「消費期限又は賞味期限」、「表示責任者」、「アレルギー」及び「フェニルアラニン化合物を含む旨」）については、省略不可
- (2) 表示責任者を表示しなくてもよい場合（食品を製造し、若しくは加工した場所で販売する場合、不特定若しくは多数の者に対して譲渡（販売を除く。）する場合又は食品関連事業者以外の販売者が容器包装入りの加工食品を販売する場合）には、製造所又は加工所の所在地（輸入品にあつては、輸入業者の営業所所在地）及び製造者又は加工者の氏名又は名称（輸入者にあつては、輸入業者の氏名又は名称）も省略不可
- (3) 原材料と添加物は、区分を明確に表示

11 経過措置期間

経過措置期間（食品表示基準の施行後、新ルールに基づく表示への移行の猶予期間）は、加工食品及び添加物の全ての表示について5年、生鮮食品の表示については、1年6か月とする。

1 定義

- (1) 名称は機能性表示食品
- (2) 疾病に罹患していない者（未成年、妊産婦（妊娠を計画している者を含む。）及び授乳婦を除く。）に対し、機能性関与成分によって健康の維持及び増進に資する特定の保健の目的（疾病リスクの低減に係るものを除く。）が期待できる旨を科学的根拠に基づいて容器包装に表示をする食品。ただし、特別用途食品、栄養機能食品、アルコールを含有する飲料、ナトリウム・糖分等を過剰摂取させる食品は除く。
- (3) 当該食品に関する表示の内容、食品関連事業者名及び連絡先等の食品関連事業者に関する基本情報、安全性及び機能性の根拠に関する情報、生産・製造及び品質の管理に関する情報、健康被害の情報収集体制その他必要な事項を販売日の60日前までに消費者庁に届け出る。

2 表示事項

横断的な義務表示事項のほか、以下に関する表示を義務づける。

- ・機能性表示食品である旨
- ・科学的根拠を有する機能性関与成分及び当該成分又は当該成分を含有する食品が有する機能性
- ・一日当たりの摂取目安量
- ・一日当たりの摂取目安量当たりの栄養成分の量及び熱量
- ・一日当たりの摂取目安量当たりの機能性関与成分の含有量
- ・届出番号
- ・食品関連事業者の連絡先として、電話番号
- ・機能性及び安全性について、国による評価を受けたものでない旨
- ・摂取の方法
- ・摂取する上での注意事項
- ・バランスのとれた食生活の普及啓発を図る文言
- ・調理又は保存の方法に関し特に注意を必要とするものにあつては当該注意事項
- ・疾病の診断、治療、予防を目的としたものではない旨
- ・疾病に罹患している者、未成年、妊産婦（妊娠を計画している者を含む。）及び授乳婦に対し訴求したものではない旨（生鮮食品を除く。）
- ・疾病に罹患している者は医師、医薬品を服用している者は医師、薬剤師に相談した上で摂取すべき旨
- ・体調に異変を感じた際は速やかに摂取を中止し医師に相談すべき旨